

事 務 連 絡
令 和 2 年 5 月 8 日

一般社団法人日本集中治療医学会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

特例承認に係る医薬品に関する特例について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県等衛生主管部（局）長宛て通知しましたので、貴会会員への周知をお願いします。



薬生薬審発 0508 第 1 号
薬生安発 0508 第 1 号
薬生監麻発 0508 第 1 号
令和 2 年 5 月 8 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

特例承認に係る医薬品に関する特例について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和 2 年政令第 162 号）については、令和 2 年 5 月 2 日に公布され、同日から施行することとされたところです。また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 11 号。以下「政令」という。）第 75 条第 2 項及び第 3 項の規定により緊急に使用される必要があるため、いとまがないと認められるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品に、本日、レムデシビル及びその製剤が指定されました。

それに伴い、レムデシビル及びその製剤については、下記のとおり特例承認に係る医薬品に関する特例が適用されますので、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るよう、お願いいたします。

記

特例承認に係る医薬品に関する特例について

(1) 政令第 75 条第 2 項関係

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 44 条第 2 項中「その直接の容器又は直接の被包」とあるのは、「これに添付する文書又はその容器若しくは被包」とする。

(2) 政令第 75 条第 3 項関係

法第 50 条中「その直接の容器又は直接の被包」とあるのは、「これに添付する文書又はその容器若しくは被包」とする。

(3) 政令第 75 条第 4 項関係

法第 51 条の規定は、適用しない。

(4) 政令第 75 条第 5 項関係

法第 52 条第 1 項中「記載されていなければ」とあるのは「記載され、かつ、これに添付する文書及びその容器又は被包に、第 14 条の 3 第 1 項（第 20 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による第 14 条又は第 19 条の 2 の承認を受けている旨が厚生労働省令で定めるところにより記載されていなければ」とする。

(5) 政令第 75 条第 6 項関係

法第 52 条の 2 の規定は、適用しない。

(6) 政令第 75 条第 7 項関係

法第 54 条中「内袋を含む」とあるのは「内袋を含む。以下この条において同じ」と、「次に掲げる事項が記載されていてはならない」とあるのは「第 1 号及び第 3 号に掲げる事項並びに第 14 条の 3 第 1 項（第 20 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 23 条の 2 の 8 第 1 項（第 23 条の 2 の 20 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 23 条の 28 第 1 項（第 23 条の 40 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による第 14 条、第 19 条の 2、第 23 条の 2 の 5、第 23 条の 2 の 17、第 23 条の 25 又は第 23 条の 37 の承認に係る当該医薬品、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品の用途以外の用途が記載されていてはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 11 号）第 75 条第 2 項、第 3 項、第 10 項若しくは第 12 項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品又はこれらの容器若しくは被包（直接の容器又は直接の被包が包装されている場合における外部の容器又は外部の被包を除く。）になされた外国語の記載については、この限りでない」とする。

(7) 政令第 75 条第 8 項関係

法第 55 条第 1 項中「第 50 条から前条まで」とあるのは「第 50 条、第 52 条又は前 2 条」とする。

(8) 政令第 75 条第 9 項関係

法第 56 条中「次の各号」とあるのは「第 6 号から第 8 号まで」とする。